

2018年8月20日

経営者・事業所責任者様

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会
愛媛支部

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人(うち職場での受動喫煙は7,792人)が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者等の受動喫煙防止対策についての理解を図ると共に、受動喫煙防止対策の進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者・健康管理担当者など

日時：平成30年11月6日 13時30分から16時30分(13時受付開始)

場所：リジェール松山 松山市南堀端町2番地3

(<https://www.riziere.jp/company/access/>)

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組(安衛法改正の内容含む。厚生労働省都道府県労働局担当者が講義予定。)

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します。)

参加要領：参加申込は、<http://iems.sub.jp/>の「お問い合わせ」から、必須事項を入力し、お問い合わせ内容欄に貴社名と**職場の受動喫煙防止対策に係る説明会参加申込**と明記の上(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会愛媛支部事務局(藤田孝一)までお申し込みください。

下記QRコードでスマートフォンからお申し込み頂けます。

(受講票等は送付いたしません。受付確認メール「お問い合わせありがとうございました」は自動配信いたします。)

お使いのブラウザによっては受付確認メールが届かない場合がございます。

受付確認メールが24時間以内に確認できない場合は下記問い合わせ先に連絡をお願い申し上げます。

問合せ先電話：090-1578-1644(愛媛支部事務局 藤田孝一)

eメール：fujita51@iems.sub.jp

申込期限：10月31日

参加費：無料(テキスト等も無料)

参加申込時にご記入いただいた情報は、本説明会以外には使用いたしません。



以上